第六条の十八中「規定による」を削り、同条第一号ル中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改め、同号ヲ中「申請」を「当該申請」に改め、同条第六号中「受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、」を「当該申請に係る処理の用に供する施設が」に、「にあつては、」を「である場合にあつては、当該施設について」に、「受けたものであることを」を「受けていることを証する」に改め、同条第七号中「受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、」を「当該申請に係る処理の用に供する施設が」に、「にあつては、法第十五条の二の四」を「である場合にあつては、法第十五条の二の五」に改める。

第六条の十九の見出しを「（表示等）」に改め、同条中「者を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第一号中「種類及びその」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「認定の年月日及び」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その」を「当該認定に係る収集又は運搬を行う者の」に改め、「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第九条の九第一項の認定を受けた者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。

一　令第五条の九に規定する認定証の写し

二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

第六条の二十第一項中「令第五条の八」を「法第九条の九第六項」に改め、同条第二項中「の規定により交付を受けた」を「に規定する」に改め、「申請に係る」を削り、「第六条の十八」を「第六条の十八各号」に改める。

第六条の二十一中「令第五条の八ただし書の規定による」を「法第九条の九第六項ただし書の」に改め、同条第一号中「第六条の十八第一項第一号イ」を「第六条の十八第一号イ」に改め、同条第二号中「第六条の十八第一項第一号ロ」を「第六条の十八第一号ロ」に改め、同条第三号中「第六条の十八第一項第一号ニ」を「第六条の十八第一号ニ」に、「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条第四号中「第六条の十八第一項第一号ホ」を「第六条の十八第一号ホ」に改め、「変更」の下に「（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）」を加え、同条第五号中「第六条の十八第一項第一号ヘ」を「第六条の十八第一号ヘ」に改め、同条第六号中「第六条の十八第一項第一号ヌ」を「第六条の十八第一号ヌ」に、「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条第七号中「第六条の十八第一項第一号ヲ」を「第六条の十八第一号ヲ」に改め、同条第八号中「を追加する場合」を「の追加に係る変更」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（変更の届出）

第六条の二十一の二　法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

2　当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条の二十二中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第六条の二十三の見出しを「（廃止の届出）」に改め、同条第一項中「変更又は」を削り、同項第三号中「変更の内容又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に、「当該認定に係る」を「令第五条の九に規定する」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の二十四中「当該一般廃棄物の種類ごとに」を削り、「申請」を「認定」に改め、同条に次の一号を加える。

四　当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行つた措置

第六条の二十四の二及び第六条の二十四の四から第六条の二十四の六までの規定中「規定による」を削る。

第六条の二十四の八第三項中「規定による」を削り、同項第八号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同条第四項第十一号中「及び損益計算書」を「、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表」に改め、同項第十五号中「（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）」を削り、同項第十八号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削る。

第六条の二十四の十四を削る。

第六条の二十四の十三の見出しを「（事業の廃止の届出）」に改め、同条第一項中「第五条の十二第一項」を「第五条の十二」に改め、同条を第六条の二十四の十四とする。

第六条の二十四の十二中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条を第六条の二十四の十三とする。

第六条の二十四の十一中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、「規定による」を削り、同条を第六条の二十四の十二とする。

第六条の二十四の十中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条を第六条の二十四の十一とする。

第六条の二十四の九中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条を第六条の二十四の十とし、第六条の二十四の八の次に次の一条を加える。

（変更の届出）

第六条の二十四の九　法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

二　役員

三　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

四　令第四条の七に規定する使用人

五　前条第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの

イ　前条第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）

ロ　前条第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）

ハ　前条第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）

六　無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

七　着工予定年月日及び使用開始予定年月日

八　積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ　所在地

ロ　面積

ハ　積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

ニ　第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの